

山口市立図書館団体貸出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年山口市教委規則第38号。以下「規則」という。）第10条に定める山口市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の団体貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用登録)

第2条 規則第10条第2項の団体貸出登録申込書は別記様式第1号とし、団体の概要及び利用目的等がわかるものとともに提出するものとする。

(登録変更)

第3条 登録を受けている団体等（以下「団体等」という。）の代表者、連絡先、担当者等に変更があったときは、団体貸出変更届（別記様式第2号）を館長に提出しなければならない。

(貸出資料)

第4条 団体貸出しを行う図書館資料は、山口市立中央図書館及び山口市立小郡図書館においては、移動図書館資料とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、移動図書館資料以外の図書館資料を貸し出すことができる。

2 前項ただし書の規定により、移動図書館資料以外の図書館資料を貸し出す場合の冊数は、規則第10条第5項後段の規定による団体貸出しの限度冊数の内数として取り扱うものとする。

3 第1項ただし書及び前項の規定により、団体貸出しを行う移動図書館資料以外の図書館資料に本館資料が含まれる場合、本館資料の冊数は、50冊を限度とし、貸出期間は、規則第10条第5項後段の規定にかかわらず、15日を限度とする。

4 山口市立秋穂図書館、山口市立阿知須図書館、山口市立徳地図書館及び山口市立阿東図書館において、団体貸出しを行う図書館資料は、本館資料とする。

(利用方法)

第5条 団体貸出しを利用しようとする団体等は、団体貸出登録手続の上、貸

出しを受けるものとする。手続等の詳細については、各図書館で別途定めるものとする。

(登録廃止)

第6条 規則第10条第4項の団体貸出登録廃止届は、別記様式第3号とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

団体貸出登録申込書

年 月 日

山口市立 図書館長 様

団 体 名		代 表 者	
連 絡 先		担 当 者	
会 員 数 等			
団 体 種 別			

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

団体貸出変更届

年 月 日

山口市立 図書館長 様

団 体 名		代 表 者	
新 連 絡 先		担 当 者	
現在会員数等			

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

団体貸出登録廃止届

年 月 日

山口市立 図書館長 様

団 体 名		代 表 者	
連 絡 先		担 当 者	
会 員 数 等			